

## 兵庫県保健医療計画の改定について

令和 5 年 7 月  
保健医療部医務課

### 1 趣 旨

兵庫県では、地域の重要課題及び医療法の趣旨を踏まえ、5 疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）5 事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）の医療連携体制の構築及び在宅療養体制の充実に重点を置いて、保健医療計画の第 7 次改定を行った。

さらに、良質な地域医療の確保に向け、地域の実情に応じた各圏域の取組を推進することを目的に各圏域の重点推進方策等を定めた、兵庫県保健医療計画（圏域版）を平成 31 年 3 月に策定した。

また、平成 30 年 4 月の計画の改定から 3 年を迎える令和 3 年 4 月に居宅等における医療の確保に係る項目や感染症対策に係る項目を中心として、保健医療計画の一部改定を実施した。

令和 6 年 4 月には 6 年の計画期限を迎えるため、改定を行うこととする。

### 2 改定の視点

平成 30 年 4 月に第 7 次改定を行った現行の保健医療計画について改定を行う。

#### (1) 医療連携体制

現行の 5 疾病 5 事業に加え、新興感染症発生・まん延時における医療の追加を踏まえ、地域の実情に応じた医療提供体制の構築を図るために必要とする事項について検討する。

#### (2) 2 次保健医療圏域

2 次保健医療圏域は、現行の 8 圏域を基本と考えつつ、圏域間の入院患者流出入状況、中核的医療機関の分布等を踏まえ、検討する。

#### (3) 基準病床数

基準病床数については、令和 3 年 4 月に見直しを実施していること、及び国の算定の考え方に鑑み、今回見直すかどうかも含め検討する。

#### (4) その他

現在、国において検討会等が設置され、医療計画に関係する検討が行なわれていることから、こうした国の動向を踏まえ、記載すべき内容等について検討を進める。

### 3 計画期間

令和 6 年 4 月から 6 年間とする。ただし、社会・経済情勢の変化や大幅な制度改正などがあった場合には、必要に応じて 6 年の経過を待たずに見直すものとする。

### 4 検討体制

医療審議会保健医療計画部会において、保健医療計画の検討を行う。

また、各圏域については、圏域健康福祉推進協議会医療部会等において、各圏域における重点推進方策の検討等、必要な検討を行う。

### 5 スケジュール（予定）

令和 5 年	4～5 月	各圏域ヒアリングの実施
	7 月	医療審議会保健医療計画部会（改定骨子案）
	11 月	改定原案とりまとめ
	12 月	医療審議会保健医療計画部会（パブリック・コメント案） パブリックコメント実施
令和 6 年	2 月	医療審議会保健医療計画部会（審議会答申案）
	3 月	医療審議会（答申）
	4 月	告示